

第 2 1 号議案

東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 7 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

( 提案理由 )

この案は、保険料率を改定するため提出します。

## 東京都台東区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都台東区国民健康保険条例（昭和34年11月台東区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第15条の4第1号中「100分の6.02」を「100分の6.30」に、「100分の56」を「100分の59」に改め、同条第2号中「3万600円」を「3万2,400円」に、「100分の44」を「100分の41」に改める。

第15条の12第1号中「100分の2.34」を「100分の2.17」に、「100分の57」を「100分の59」に改め、同条第2号中「100分の43」を「100分の41」に改める。

第16条の4第1号中「100分の1.78」を「100分の1.69」に改め、同条第2号中「1万5,000円」を「1万5,300円」に改める。

第19条の2各号列記以外の部分中「、当該」を「当該」に、「第15条の14」を「第15条の13」に改め、同条第1号イ中「2万1,420円」を「2万2,680円」に改め、同号ハ中「1万500円」を「1万710円」に改め、同条第2号イ中「1万5,300円」を「1万6,200円」に改め、同号ハ中「7,500円」を「7,650円」に改め、同条第3号イ中「6,120円」を「6,480円」に改め、同号ハ中「3,000円」を「3,060円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の第 15 条の 4、第 15 条の 12、第 16 条の 4 及び第 19 条の 2 の規定は、平成 26 年度分からの保険料について適用し、平成 25 年度分までの保険料については、なお従前の例による。